

**子ども子育て支援制度における令和元年度保育所使用料基準額表（令和元年10月分～）**  
**【3号：保育認定】**

階層区分	世帯の課税額 市民税額	保育料（月額：円）					
		3歳未満の児童（3号）				第3子以降	3歳以上の児童 （2号）
		第1子		第2子（半額）			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	生活保護世帯	0	0	0	0	無料 （副食費を含む）	無料 （副食費を含む）
2	非課税世帯	0	0	0	0		
3	均等割のみ課税	10,100 (4,500)	9,500 (4,200)	5,050 (0)	4,750 (0)		
4	所得割課税額 10,000 円未満	11,000 (4,950)	10,500 (4,700)	5,500 (0)	5,250 (0)		
5	30,000 円未満	13,000 (5,950)	12,500 (5,700)	6,500 (0)	6,250 (0)		
6	48,600 円未満	16,000 (7,300)	15,500 (7,200)	8,000 (0)	7,750 (0)		
7	60,700 円未満	18,000 (7,400)	17,500 (7,300)	9,000 (0)	8,750 (0)		
8	72,800 円未満	23,000 (7,450)	22,500 (7,350)	11,500 (0)	11,250 (0)		
9	77,101 円未満	25,000 (7,500)	24,500 (7,400)	12,500 (0)	12,250 (0)		
10	84,900 円未満	25,000	24,500	12,500	12,250		
11	97,000 円未満	29,000	28,500	14,500	14,250		
12	115,000 円未満	33,000	32,500	16,500	16,250		
13	133,000 円未満	37,000	36,000	18,500	18,000		
14	169,000 円未満	42,000	41,000	21,000	20,500		
15	213,000 円未満	46,000	45,000	23,000	22,500		
16	257,000 円未満	48,000	47,000	24,000	23,500		
17	301,000 円未満	51,700	50,700	25,850	25,350		
18	397,000 円未満	54,100	53,100	27,050	26,550		
19	397,000 円以上	56,700	55,700	28,350	27,850		

※へき地保育所は、保育所使用料（以下「保育料」という。）が異なります。

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※（ ）内の保育料について

- ①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯
- ③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。家計に与える影響を考慮し、保護者の収入状況に応じて負担をしていただきます。これらの費用が、保育所で日々の保育を行うための必要な経費の一部となります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

保育料の決定方法	保育料は公立保育所・私立保育所とも同じ計算方法で決定します。	
	年齢区分	年齢は4月1日時点の児童の満年齢で区分をします。年度内は誕生日を迎えても保育料の年齢区分は変わりません。
	階層区分	保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、同一生計の父母の市民税額の合計額によって決定します。 8月分までは前年度の市民税額に基づく保育料、9月分以降は当年度の市民税額に基づく保育料となります。 世帯の状況によっては、市民税の納税通知書や課税証明書を提出していただくことがあります。（単身赴任等により父母が他の市町村に住所を有している場合等）
	保育必要量	支給認定を受けた保育必要量（保育標準時間、保育短時間）により保育料が異なります。支給認定の変更で保育必要量の変更があった場合の保育料は、翌月からの変更となります。
	幼児教育・保育の無償化	3歳以上のお子さんの保育料は無料となります。また、国の無償化対象外となる副食費分は市独自の負担軽減により無料とします。 0～2歳のお子さんで市民税非課税世帯の保育料は無料となります。
	第2子及び第3子以降	第2子の保育料は半額です。なお、階層区分が2～9階層に該当する次の世帯は無料となります。 ①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯 ③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯 第2子の第2階層、第3子以降の保育料は無料です。
保育料の納付	<p>* 保育料の納付は、原則口座振替となっています。最寄りの金融機関でお手続きをお願いします。</p> <p>* 月末の納期限までに納付がない場合には督促、電話や文書の催告を行います。 督促及び催告しても納付のない場合は、児童手当からの特別徴収、財産調査や給与調査等を行い、財産を差し押さえることがあります。 また、納期限を過ぎて納めた場合は、延滞金がかかることがあります。</p> <p>* 認定こども園、事業所内保育施設または小規模保育施設に入所されている場合の保育料の納付先は、認定こども園、事業所内保育施設または小規模保育施設です。 納付方法等は直接お問い合わせください。</p>	

※婚姻歴のないひとり親家庭の場合には、保育料が軽減される場合があります。

母又は父が、これまで婚姻したことがないひとり親であり、20歳未満の生計を同じくする（他の人の税法上の扶養でない）子がおり、一定の条件を満たす場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用により、保育料が軽減されることがあります。【事前に手続きが必要】

※保育料算定の基礎とする期間の市民税が未申告の方等は、最高階層（19）となります。

※国の制度改正により、保育料が変更になる場合があります。